

工房だより

キックオフ号!

発行：京都手をつなぐ育成会
事業所運営委員会
発行日：平成29年11月9日(木)



写真：特集の山科珈琲から

朝晩は寒く、すっかり季節も秋らしくなりました。秋というより、冬といってもいいのかもしれませんが。季節の変わり目は体調を崩しやすいので、みなさま体調管理に努めましょう。そんなことを言っている自分が実は季節の変わり目にもすごく弱く、昔からよく風邪を引きます。風邪を引いて周りに迷惑かけないように気を引き締めて11月も頑張っていきたいと思えます!! (十倉)

今回号のpickup記事

■Pick up①

【山科珈琲】

今年4月にオープンした山科工場のカフェを紹介します。

■Pick up②

【竹屋町工房 職員勉強会】

職員同士で知識と理解を深める勉強会を毎月行っています。

山科工房 山科珈琲



今年の4月からカフェを始めました。お店を貸して下さっているオーナーは、去年の10月に山科工房で開催されたコーヒーセミナーに来て頂いた方です。その年の12月にオーナーさんから「小金塚にある借りている建物の1階でカフェをしませんか?」というお話を頂きまして、4月にカフェをオープンすることが出来ました。営業時間は、火曜日から金曜日の10:00~15:00まで営業しています。

主なお客様は、利用者さん家族やご近所の方々です。利用者さんは店員として働き、お客様と楽しく話をして楽しく働いています。週1回程度、色々なイベントを開催しております。ワークショップやフリーマーケット、レコード鑑賞会などを開催しています。



自家焙煎&直売所の山科工房でハンドピックし焙煎直後の上質な珈琲豆のみを比良山の地下水で丁寧にハンドドリップで淹れさせていただきます。雑味の原因になる不良豆を生豆の段階から徹底的にハンドピックにて選別。鮮度にこだわり自家焙煎直後のお渡し。



こちらのCafe、山科珈琲店ではこだわり音響設備からゆっくり流れる音楽を聴きながら自家焙煎からの淹れたて珈琲が楽しめる癒しの場としておくつろぎいただけます。多くの方が驚く新鮮でクリアな豆本来の美味しさが自慢です。わたくしたちは「美味しい・・・」と思わず口にする珈琲を自信を持ってお勧めいたします(記事：岡尾)。



6月からホームページを開設しました♪こちらからもコーヒーの注文して頂くことが出来るようになりました♪
<https://www.yamashinacoffee.com/>



竹屋町工房 職員勉強会

自立センター竹屋町工房とは
 「京都市障害者スポーツセンター」の清掃委託からスタートした自立センター竹屋町工房(当時は自立訓練センター)は、清掃業務に特化した独自の就労支援を行ってまいりました。
 現在、活動の場所は十四件となっております。
 (平成二十九年九月現在)

概要
 昭和六十三年四月
 自立訓練センターとして開所。
 平成二十年四月
 就労移行、就労継続B型の多機能型事業所へと移行し、名称を自立センター竹屋町工房に変更。

定員
 就労移行 二十名
 就労継続B型 二十名



- 主な活動場所**
- ・京都市障害者スポーツセンター
 - ・京都市国際交流会館
 - ・株式会社ニッセン関連(四件)
 - ・薬品メーカー
 - ・京都ライトハウス
 - ・下京区総合庁舎
 - ・高齢者福祉施設紫野
 - ・ライトハウス朱雀
- 他 三件

活動内容について
 清掃作業を中心に活動
 オフィスビルや老人ホームなど、さまざまな場所でエンクレイブ型とモービルクルー型の支援を組み合わせて活動を行っています。

職員勉強会について

自立センター竹屋町工房では毎月一回、「障害」をテーマにした勉強会を行っています。
 月ごとに職員が一名、自分が興味を持っている障害に関する知識や法令、社会の動きなどに対して、持ち回りで発表を行っています。
 これまでに虐待に関する事例や、それを未然にふせぐための防止策、発達障害に関する知識と理解を深めるための勉強会などを職員が主体となっ
 て行ってきました。
 障害者支援という自分たちの仕事に対する理解を深めるだけでなく、職員同士がどのような問題に興味を持っているのか、どんなふうにかを考えているのかを質疑応答や議論を通じて知ることにより、単なる知識を吸収するだけではなく、互いを深く理解する場所となっております。(記事…金原)



各工房の作業状況

山科工房

主な作業：お線香の作業(子箱作り、計量、巻紙で巻く、ふた閉め)
 松栄堂さんから頂いているお線香の作業を行っています。

西大路工房

主な作業：箱、タオル、刺し子
 箱の作業が秋の観光シーズンで繁忙期に入り、忙しくなっています。

伏見工房

主な作業：箱、自主製品作成と販売、セット作業
 たんぼぼショップでは自主製品を販売しています。

自立センター竹屋町工房

主な作業：清掃作業が中心
 7月より新しく高齢者福祉施設西七条での清掃作業を行っています。

知的障害者支援事業所“七”

主な作業：保冷剤、箱、洗濯、清掃、アルミ缶など
 今年の夏は保冷剤がそこまで忙しくなかったです。



“気になる”を考える

ここではさまざまな場面の中で“気になったこと”をテーマにして、みなさんも一緒に少し考えてみませんか？というコーナーです。考えは人それぞれですので正解も間違いもありません。ひとつの意見としてこの記事を読んでいただいて、みなさんと一緒に考えてみてください。

今回のテーマは

なぜ人権は必要なのか

です。



なぜ人権は必要なのか

はじめて人権ということばを習ったのは、小学生のころだったように記憶しています。しかしなぜ、それが必要なのかと考えたことについては、心当たりがありません。

「法律で決まっているから」「常識だから」なんとなく必要だと考えてきたように思います。

近年、これまで空気のように当たり前に取り受けてきたこの権利が、さまざまな場面で脅かされているような気がしてなりません。

ここでは藤原惟による「なぜ『役に立たない人』にも基本的人権を認めるべきなのか」を引用し、^{ゆうせいがく}優生学と呼ばれる学問に対して批判を行うことによって、なぜわたしたちの社会に人権が必要かということについて考えていきたいと思います。

日本国憲法に定められた基本的人権

日. 国憲法第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。 [1]

優生学の定義と前提

一般に、優生学は「生物の遺伝構造を改良する事で人類の進歩を促そうとする科学的社会改良運動」と定義されます。

優生学の前提は「人間不平等性論」、すなわち「個々人が誕生以前よりその遺伝形質に規定された不平等性を有する」という考え方です。

その根底には、人間を「尊厳」においてではなく、「価値」の優劣において理解する思想があります。 [2]

ぱっと見たところ、ごく普通の考え方のように思えます。

しかし、もしも誰か事故や病気で今までのように考えたり行動できなくなったとき、その瞬間からその人は「良い人間」ではなくなるのでしょうか？

ほかの人間に起こったことは自分の人生にも起こりうるといった視点を、この学問はあえて欠落させているように、わたしには思えて仕方ありません。

では、なぜ欠落させているのでしょうか？

ぜひともこれを読んでいるみなさんにも考えて頂きたいと思います。

人権は、未来の自分のために

明日、あなたも障害者になるかもしれないし、一文無しになるかもしれない。だから、「明日の自分」のために、全ての人に基本的人権を認めるべきなのです。

たとえ、その人が「生きる意味のない人間」や「役に立たない人間」であっても。 [3]

参考・引用

[1]六法全書

[2][3]藤原惟「なぜ『役に立たない人』にも基本的人権を認めるべきなのか」

<http://www.3rd-p-zombie.net/entry/on-sagamihara-incident> から引用。

この文章を書いているわたしは、明日事故にあうかもしれません。地震や台風などの災害により怪我を負ったりするかもしれません。治ることない病をわずらう可能性もあるでしょう。年老いた時にはきっと、目が見えにくくなったり歩きにくくなったりして、身体に不自由を感じたりするはず。日常生活において制限をうける「障害者」になることは、誰にでも訪れる「未来」なのです。

あなたがそうであるように、生きていても意味のない人はこの世界にはいません。仮にいたとしても、それでも人権を認めるべきだとわたしは思います。今ここで差しのべたあなたの手は、いつの日にか困難におちいるかもしれない自分自身に対してさしのべている手でもあるのですから。

記事：金原

職員紹介



次号から職員の紹介をしていきます。
 他薦自薦有りです。
 ぜひあの人を紹介してほしい！
 いやいや、自分を紹介してほしい！！
 などがございましたら、ぜひ広報委員会ま
 までご一報くださいっっ！！
 選ばれた方は、快く引き受けてください☆
 ご協力よろしくお願いいたします。



連絡先一覧



<p>本部 〒602-8143 上京区堀川丸太町 下ル 京都社会福祉会館1階 TEL：075-812-1700 FAX：075-812-1701</p>	<p>山科工房 〒607-8024 山科区四ノ宮熊ヶ 谷 TEL：075-593-7070 FAX：075-593-1339</p>
<p>西大路工房 〒604-8461 中京区西ノ京中保 町61 TEL：075-463-5299 FAX：075-465-6820</p>	<p>伏見工房 〒612-8042 伏見区柿木浜町 456 TEL：075-621-9225 FAX：075-612-6279</p>
<p>自立センター竹屋町工房 〒602-8143 上京区堀川丸太町 下ル 京都福祉会館内 TEL：075-812-1702 FAX：075-812-1701</p>	<p>知的障害者支援事業所“七” 〒601-8465 南区唐橋花園町 9-6 TEL：075-692-3857 FAX：075-692-3856</p>
<p>生活支援事業 TEL：075-692-3857 FAX：075-692-3856</p>	<p>相談支援事業所京都育成会 TEL：075-812-1700 FAX：075-812-1701</p>

次号は1月11日に発行予定です

編集：金原 康浩
 岡尾 里穂
 十倉 承統

メール：ikuseikai.koho@gmail.com